

# 神戸市まちづくり専門家派遣要綱

平成 27 年 6 月 30 日 住宅都市局長決定

令和 4 年 12 月 1 日 改 正

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市街地において、協働と参画によるわがまち空間づくりの推進に向け、市が専門的及び技術的な支援を行うことにより、事業の円滑な推進、コミュニティを守り、育て、創るすまいづくりの推進、土地の有効利用、及び良好なまちなみの形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 神戸市内の地域でまちづくりに取り組む市民等の団体をいう。
- (2) まちづくり専門家 神戸住環境整備公社が運用するまちづくり専門家の登録制度により登録された者で、市長が派遣するまちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントをいう。
- (3) 権利者 土地所有者、建物所有者をいう。
- (4) 申請者 市民団体のうち、まちづくり専門家の派遣を受けようとする団体をいう。
- (5) 派遣対象団体 市民団体のうち、まちづくり専門家の派遣決定を受けた団体をいう。

## 第 2 章 まちづくり専門家の種別

### (まちづくりコーディネーター派遣)

第 3 条 まちづくりコーディネーター派遣の概要、派遣の対象、主たる業務内容、派遣の回数、費用の支払及び用務の報告は別表 1 に記載のとおりとする。

### (まちづくりコンサルタント派遣)

第 4 条 まちづくりコンサルタント派遣の概要、派遣の対象、派遣の要件、主たる業務内容、派遣の期間及び費用の支払は別表 2 に記載のとおりとする。

### (まちづくりアドバイザー派遣)

第 5 条 まちづくりアドバイザー派遣の概要、派遣の対象、主たる業務内容、派遣の回数、費用の支払及び用務の報告は別表 3 に記載のとおりとする。

## 第 3 章 派遣の申請及び決定

### (派遣の申請)

第 6 条 まちづくり専門家派遣の申請者が提出する「まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請書」及び「まちづくりコンサルタント派遣申請書」には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地
- (2) まちづくりコンサルタント派遣にあつては、事業区分（まちづくり構想策定、協定等策定、協定等運用、協定等更新、都市計画事業推進、建築物共同・協調化、地域提案事業、事前調査・検

討)

(3) 派遣の目的及び内容

(4) まちづくりコーディネーター派遣及びまちづくりアドバイザー派遣にあつては、派遣予定回数

2 まちづくりコーディネーター派遣及びまちづくりアドバイザー派遣を受けようとする申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣申請者名簿

(2) 位置図・区域図

(3) その他市長が必要と認める書類

3 まちづくりコンサルタント派遣を受けようとする申請者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 計画の概要調書

(2) まちづくりコンサルタント派遣申請団体の構成員名簿

(3) 位置図・区域図

(4) その他市長が必要と認める書類

**(派遣の決定)**

第7条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、予算の範囲内において、派遣の可否を決定して、その旨を「まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣決定（申請却下）通知書」又は「まちづくりコンサルタント派遣決定（申請却下）通知書」により、申請者に通知する。なお、派遣の申請を却下する場合は、理由を付して申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、派遣の目的を達するために必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

**(派遣するまちづくり専門家の決定)**

第8条 派遣するまちづくり専門家は、原則として申請者が選択し、市長に要望するものとする。但し、要望しない場合は、申請者がまちづくり専門家の選定をを市長に依頼することができる。

2 市長は、前項の要望又は依頼に基づき、派遣するまちづくり専門家を決定し、前条第1項の決定と併せて、申請者に通知する。

3 前項の決定は、「まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣通知書」又は「まちづくりコンサルタント派遣通知書」により、派遣を決定したまちづくり専門家に通知する。

**(派遣に係る検証及び評価)**

第9条 次の各号の事業区分に該当するまちづくりコンサルタント派遣の申請者は、あらかじめ、まちづくり支援事業都市局審査委員会の検証及び評価を受けなければならない。ただし、市長が検証及び評価の必要が無いと認める場合についてはこの限りでない。

(1) まちづくり構想策定

(2) 協定等策定

(3) 都市計画事業推進

(4) 建築物共同・協調化

(5) 地域提案事業

**第4章 雑則**

### (派遣の監督)

第10条 市長は、派遣の目的を達するため必要があると認めるときは、派遣対象団体に対して、報告もしくは書類の提出を求め、又は派遣対象団体の同意を得て、市職員をして実地に書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により実施検査にあたる職員は、職員証を携帯し、関係者の請求があった場合には、これを呈示しなければならない。
- 3 市長は、派遣対象団体の運営が適正でないと認めたときは、その運営を改善するように、派遣対象団体を指導し、監督することができる。

### (派遣の取消し)

第11条 市長は、派遣対象団体が次の各号の一に該当する場合は、派遣を取り消しすることができるものとし、その旨を、理由を付した「派遣取消し通知書」により、派遣対象団体に通知する。

- (1) 派遣の決定の内容又はこれに対して付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (2) 派遣の目的を達することはできないと認めたとき。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第6号に掲げる者で同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

### (派遣の廃止)

第12条 派遣対象団体は、派遣を廃止しようとする場合は、「派遣廃止承認申請書」を速やかに提出して市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、やむを得ないと認めるときはこれを承認し、その旨を「派遣廃止承認通知書」により、派遣対象団体に通知する。

### (施行の細則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市局長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

#### (神戸市まち・すまいづくりコンサルタント派遣要綱の廃止)

- 2 神戸市まち・すまいづくりコンサルタント派遣要綱（昭和54年11月1日施行）は、廃止する。

#### (まちづくりアドバイザー派遣要綱の廃止)

- 3 まちづくりアドバイザー派遣要綱（平成2年4月1日施行）は、廃止する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年度に派遣するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別表1)

まちづくりコーディネーター派遣	
概要	初動期のまちづくり活動及び都市計画事業推進等を支援するため、まちづくり専門家を派遣し、市民団体の会合等で、まちづくりに関する講演や専門的及び技術的なアドバイスを行うとともに、具体的なまちづくり活動に取り組む団体の立ち上げ等に係る支援を行う。
派遣の対象	次のうち市長が派遣を行う必要があると認めるもの。 (1)複数の住民等によるまちづくりに向けての勉強会 (2)複数の住民等による都市計画事業推進のための勉強会 (3)複数の権利者による建築物共同・協調化等の勉強会 (4)上記に関連する法律問題等の勉強会
主たる業務内容	(1)関係法令、事業制度等の説明 (2)現状の分析と権利者の意向の調整 (3)今後の方向性等のとりまとめ (4)都市計画事業推進のためのアドバイス及び調整 (5)その他まちづくり組織の運営に対するアドバイス
派遣の回数	派遣の回数は年間10回以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
費用の支払	派遣の回数に応じた金額をまちづくり専門家に支払うものとする。
報告	用務終了後速やかに「まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣用務報告書」を市長に提出する。

(別表2)

まちづくりコンサルタント派遣		
概要	まちづくり構想策定、まちづくり協定等策定、協定等運用、協定等更新、都市計画事業推進、建築物共同・協調化、地域提案事業、事前調査・検討に取り組む市民団体を支援するため、まちづくり専門家を派遣し、専門的及び技術的な支援並びに地域の合意形成等を行うものとする。	
まちづくり構想策定	対象 派遣の	まちづくりの推進を、組織的、継続的及び計画的に行おうとするもので、計画区域を代表する組織として市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	要件 派遣の	(1)及び(2)に適合すること。 (1)今後のまちづくりの方針、まちづくりの構想等を作成するもの。 (2)原則として計画区域が500㎡以上の面積を有すること。
	内容 主たる業務	(1)住民等の意向調査 (2)まちづくり方針案の作成 (3)まちづくり構想案の作成 (4)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	期間 派遣の	派遣の期間は3年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
協定等策定	対象 派遣の	まちづくりの推進を、組織的、継続的及び計画的に行おうとするもので、計画区域を代表する組織として市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	要件 派遣の	(1)及び(2)に適合すること。 (1)まちづくり協定等を作成するもの。 (2)原則として計画区域が500㎡以上の面積を有すること。
	内容 主たる業務	(1)住民等の意向調査 (2)まちづくりルール案の作成 (3)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	期間 派遣の	派遣の期間は4年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
協定等運用	対象 派遣の	まちづくり協定等を運用しているもので、計画区域を代表する組織として市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	要件 派遣の	策定済みのまちづくり協定等について運用上のルールを作成しようとするもの。
	内容 主たる業務	(1)住民等の意向調査 (2)まちづくり協定等の運用ルール案の作成 (3)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	期間 派遣の	派遣の期間は1年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
協定等更新	対象 派遣の	まちづくり協定等を運用しているもので、計画区域を代表する組織として市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	要件 派遣の	策定済みのまちづくり協定等の更新を行おうとするもの。

	主たる業務内容	(1)住民等の意向調査 (2)まちづくり協定等の更新案の作成 (3)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	派遣の期間	派遣の期間は2年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
都市計画事業推進	派遣の対象	神戸市が定める計画等に関連してまちづくりの推進を組織的、継続的、及び計画的に行おうとするもので、市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	派遣の要件	神戸市が定める計画等に関連して今後のまちづくりの方針、まちづくりの計画等を作成するもの。
	主たる業務内容	(1)住民等の意向調査 (2)事業計画案等の作成 (3)整備に必要な調査 (4)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	派遣の期間	派遣の期間は公表されている事業等の完了目標年次までとする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
建築物共同・協調化	派遣の対象	建築物共同化等を計画する目的をもって、権利者が結成したもので、市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	派遣の要件	(1)及び(2)に適合すること。 (1)都市計画事業等の施行に関連して行われるものであること。 (2)3人以上の権利者が、3戸以上の建物を共同化し、3階建以上の耐火構造の建築物を計画する場合で、原則として計画区域が200㎡以上であること。
	主たる業務内容	(1)権利者等の意向調査 (2)基本構想案の作成 (3)基本計画案の作成 (4)事業計画案の作成(建築設計は含まない) (5)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	派遣の期間	派遣の期間は3年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
地域提案事業	派遣の対象	計画区域を代表する組織として、市長が派遣を行う必要があると認める団体。
	派遣の要件	(1)及び(2)に適合すること。 (1)まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの。 (2)要綱の目的を推進するために市長が特に必要であると認めたもの。
	主たる業務内容	(1)住民等の意向調査 (2)事業計画案等の作成 (3)整備に必要な調査・計画作成 (4)その他専門的知識、経験等が必要な事項
	派遣の期間	派遣の期間は2年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

事前調査・検討	派遣の対象	次のいずれかに該当する活動に取り組むために必要となる事前調査・検討を行おうとするもので、市長が派遣を行う必要があると認める団体。 (1)まちづくり構想策定 (2)都市計画事業推進 (3)建築物共同・協調化
	要件	対象団体がまちづくり構想策定又は都市計画事業推進に取り組む場合は、地区を代表する組織が派遣を要望していること。
	主たる業務内容	(1)他地区の事例紹介 (2)最適手法の選択とそれに基づくイメージの提案 (3)道路等の整備に必要な調査 (4)土地の交換分合を含む地域整備等に必要な調査 (5)資金計画、床価格、等価交換方式の理解促進 (6)今後の進め方の検討
	期間	派遣の期間は1年以内とする。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
支 費 払 用 の	当該業務内容、委託料、提出書類、成果品その他必要な事項を明らかにした委託契約を締結するものとする。	

※共同化とは、複数の権利者が共同して行う建替えをいう。

※協調化とは、複数の権利者が一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で行う建替えをいう。

(別紙3)

まちづくりアドバイザー派遣	
概要	まちづくり協定等の運用に係る活動等を支援するため、まちづくり専門家を派遣し、市民団体の会合等で専門的及び技術的なアドバイス等を行うものとする。
派遣の対象	次のうち市長が派遣を行う必要があると認めるものとする。 (1)複数の住民等によるまちづくりに向けての勉強会 (2)市民団体によるまちづくり協定等の運用を目的とする会合 (3)上記に関連する法律問題等の勉強会
主たる業務内容	(1)関係法令、事業制度等の説明 (2)今後のまちづくり活動に関するアドバイス (3)その他まちづくり組織の運営に対するアドバイス
派遣の回数	(1)、(2)のとおり。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。 (1)都市景観の形成を目的としたルールを運用する団体に対する派遣の回数は年間12回以内とする。 (2)上記以外の団体に対する派遣の回数は年間7回以内とする。
支 費 払 用 の	派遣の回数に応じた金額をまちづくり専門家に支払うものとする。
報告	用務終了後速やかに「まちづくりコーディネーター・アドバイザー派遣用務報告書」を市長に提出する。